平成２１年（フ）第１７１号
新潟県十日町市卯206番地
債務者　庭野利栄子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
愛知県高浜市湯山町１丁目１番地３
債務者　工藤　吉丸
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
岡山県笠岡市園井2173番地５
債務者　森下　　隆
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
岡山県倉敷市西富井1259番地14アーバン中須賀Ａ棟101号
債務者　西澤　忠正
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
岡山県倉敷市西富井1259番地14アーバン中須賀Ａ棟101号
債務者　西澤　住代
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目１番25号　ドミール金子Ａ201
債務者　息　　邦夫
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９４４号
埼玉県戸田市川岸２丁目７番４号アパートメントみかど208号室
債務者　吉田　繭子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９４８号
埼玉県朝霞市栄町１丁目５番15―704号
債務者　宇田川杏子（旧姓矢作）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９５５号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字麦倉369番地７
債務者　山岸　　武
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９６２号
埼玉県川口市大字安行領根岸1890番地の５
県営川口神根高層団地512号
債務者　宇佐美奈津子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９７５号
埼玉県川口市大字西新井宿303番地　コーポあびこ南棟101号
債務者　熊木　武雄
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９８４号
埼玉県新座市馬場４―12―59　県営馬場団地２号棟405号、住民票上の住所埼玉県新座市野火止２丁目４番50号　ヴィーブルハイツ201号室
債務者　松浦　敏之
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９８７号
さいたま市見沼区春岡２丁目33番地18
債務者　鈴木　孝治
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９８８号
さいたま市見沼区春岡２丁目33番地18
債務者　鈴木千恵子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９７号
埼玉県川口市前川４丁目35番６号　前川コーポ201号
債務者　土橋壽美江
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
埼玉県春日部市新宿新田228番地60
債務者　飯浜　勝子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４２５号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番１―506号
債務者　三本木忠昭
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係